

関係法令の遵守について

1 事業所の新設, 間取り・所在地の変更について

事業所の新設, 間取り・所在地を変更する場合には, 事前に介護保険課へ相談していただいておりますが, 関係法令(都市計画法, 建築基準法, 消防法)に照らしても適正である必要があるため, 開発指導課・建築指導課・消防局においても, 各法への適合性を確認した上で実施してください。

なお, 各事業所においては関係法令を遵守し運営されていることと思いますが, 関係法令を満たしていない状況においては, 事業所の指定更新の可否にも影響しますので, 十分確認をし, 不備が生じた場合は相談・対応してください。

2 消防法施行令の改正

消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第88号)により福祉施設等の用途区分の見直し, 消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第368号)等により消防用設備等の設置基準等の見直しが行われ, 2015年(平成27年)4月1日に施行されます。

小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)については, 消防設備の設置基準が変更される場合があります。つきましては, 管轄の消防署に相談してください。

消防法施行令の改正 (2015年(平成27年)4月1日施行)

・軽費老人ホーム等のうち, 避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊をさせている施設について, 消防法施行令 別表第1(6)項ハ → 別表第1(6)項ロに位置づける。

軽費老人ホーム, 小規模多機能型居宅介護施設など			
区分	設置義務		経過措置
	改正前 ハ	改正後 ロ	
消火器	延べ床面積 150 m ² 以上	全てに必要	2016年3月31日
自動火災報知設備	延べ床面積 300 m ² 以上		2018年3月31日
火災通報装置 (119番通報装置)	延べ床面積 500 m ² 以上		
スプリンクラー設備	延べ床面積 6000 m ² 以上		